

枚方市イノシシ被害防止対策事業補助金交付要綱

令和 3 年 5 月 19 日 制定
枚 方 市 要 綱 第 4 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付するイノシシ被害防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、被害防止対策を行う農業に従事する者に対して交付することにより、市内の農地におけるイノシシによる農作物に対する被害の防止を図り、もって安定した農業経営の維持を図ることとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害防止対策 農地の周辺に防護柵を新たに設置することをいう。
- (2) 防護柵 電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、トタンその他のイノシシの農地への侵入を防止する設備のことをいう。

(補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に在住する農業に従事する者とする。ただし、暴力団等であるものを除く。

(補助対象行為)

第 5 条 補助金の対象となる行為は、次のいずれにも該当する被害防止対策とする。

- (1) 自らが現に耕作する市内の農地を対象としていること。
- (2) 当該農地について権原を有する者の同意を得ていること。
- (3) 当該農地の周辺で行われる耕作に支障がないこと。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、10万円を上限として、被害防止対策に要する経費のうち防護柵の材料費（補助金の申込みをした日以後に購入する材料に係るものに限る。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の材料費の額は、防護柵の水平距離1メートル当たり350円を上限とする。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第 7 条 補助金の交付決定に要すべき期間は、14日間とする。

(条件)

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、被害防止対策に係る防護柵の維持管理を十分に行うこととする条件を付するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。